

廃棄物処理法の見直しについて

平成29年2月22日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

今般の廃棄物処理法の見直しについて

- 平成22年に改正廃棄物処理法が施行されてから5年が経過したことから、中央環境審議会に「廃棄物処理制度専門委員会」を設置し、昨年5月より検討を開始。

(参考) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）
附則

第13条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 専門委員会は、全8回開催され、全国産業廃棄物連合会を含む関係団体や地方公共団体等からヒアリングを実施した後、論点毎に検討を行ったところ。
- 昨年末に報告書案をとりまとめ、パブリックコメントを行った後、本年2月に報告書がとりまとめられたところ。

廃棄物処理制度専門委員会報告書

基本的視点

- 更なる適正処理の推進に向けた取組
- より一層の健全な資源循環の推進に向け、更なる取組を検討

主な論点

適正処理の推進

(1) 産業廃棄物の処理状況の透明性の向上

優良産業廃棄物処理業者認定制度による処理状況情報の公開

(2) マニフェストの活用

- ・マニフェストの虚偽記載等の罰則強化の検討(P)
- ・一定規模以上の特別管理産業廃棄物排出者に電子マニフェスト使用を義務化

(3) 廃棄物を排出する事業者の責任の徹底

- ・排出事業者の責任の徹底について改めて周知
- ・適正な対価を負担せずに委託することの防止や、処理料の支払い方法の適正化の検討

(4) 廃棄物の不適正な取扱いに対する対応の強化

- ・許可を取り消された者に対する必要な命令及び処理困難通知の発出

(5) 廃棄物処理における有害物質管理の在り方

- ・有害物質に関する情報伝達の義務付け
- ・残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約の規制対象物質を含む廃棄物を特別管理産業廃棄物へ指定するか、「POPs含有産業廃棄物」として上乘せの処理基準を規定

(6) 廃棄物の適正処理の更なる推進に関するその他の論点

- ・適正な処理が困難とされている廃棄物や建築物の解体時等における残置物の取扱い、移動式がれき類等破碎施設の位置づけの検討

(7) 廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組及び廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組

- ・有害物質が含まれた使用済電気電子機器等の使用済物品(いわゆる雑品スクラップ)について、届出(登録)、処理基準の適用等の規制
- ・バーゼル法の見直しを踏まえた、同法との二重手続等の改善

(8) 優良な循環産業の更なる育成

- ・優良処理業者認定の基準強化とあわせた優遇措置の検討
- ・廃棄物処理に関する優良な人材の育成

(9) 廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組

建設汚泥等の有用活用や広域利用に係るモデル事業の実施等

(10) 廃棄物処理分野における地球温暖化対策の強化

3R技術の社会実装に向けた実証、廃熱利用の更なる拡大、収集運搬車の低炭素化

(11) 廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直し

特例的に親会社と子会社を一体のものとして取り扱うための措置(業の許可を不要とする) 等

(12) 地方自治体の運用